

蒲郡市民病院医業未収金回収業務委託プロポーザル実施要領

蒲郡市民病院医業未収金回収業務委託に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

1 目的

本件プロポーザルは、蒲郡市民病院における医業未収金対策の一環として、民間業者の専門的な知識、技術を積極的に活用することにより、病院の有する未収債権の回収強化を図り、患者負担の公平性を確保し、病院経営の安定化を図ることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 委託業務名 蒲郡市民病院医業未収金回収業務委託
(2) 委託期間 契約締結日から平成31年3月31日まで

※上記期間中の業務が適正に履行されている場合においては、蒲郡市及び受託者の合意により契約開始日より最長4年間、継続して委託契約を締結できるものとする。

- (3) 業務内容

別紙「蒲郡市民病院医業未収金回収業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の
とおり。

参考：未収金の概要（委託する金額とは関係ありません）

年度・区分	調定額（円）	不納欠損額（円）	収入未済額（円）	収納率（%）
H27 過年度	100,858,133	4,405,890	42,606,148	53.4
現年度	915,155,209	0	70,695,355	92.3
H28 過年度	112,131,694	4,758,276	48,345,146	52.6
現年度	881,940,866	0	57,493,950	93.5
H29 過年度	102,500,673	4,435,285	49,185,486	47.7
現年度	928,106,028	0	69,619,455	92.5

※過年度分は3月31日現在の決算額

※29年度分は平成30年5月31日現在の決算見込額

※収納率は不納欠損前の収納率

- (4) 業者選定方法 公募によるプロポーザル方式

ア 第1次審査（書類審査）

選定委員会において参加表明書等を審査し、提案書提出者を選定する。

イ 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第1次審査により選出された提案書提出者を対象に、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀者を選定する。

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

- (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士又は第30条の2第1項に規定する弁護士法人であること。
- (2) 過去3年間において、公的医療機関の医業未収金回収業務の受託実績を有する者であり、かつ、1年以上当該業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加表明書等の提出時から契約締結時までの間に、蒲郡市から指名停止の措置等を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (6) 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付 蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 市県民税、法人税（国税）、消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- (8) 蒲郡市入札参加資格者において登録業者であること。ただし、登録業者でない者は入札参加資格登録をするための書類を提出でき、入札参加資格登録が可能であること。

4 参加表明書の作成要領（第1次審査）

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（第2号様式）
 - イ 添付書類
 - ①登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ②事業案内・未収金回収業務の概要書（任意様式、A4サイズ、パンフレットでも可）
 - ③納期の到来した直近の国税、県税及び市税の納税証明書
 - A 本店に係る市町村税分（当該市町村発行）
 - b 支店、営業所等が本市に存する場合には本市税分（本市発行）
 - c 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税分（税務署発行分）※a及びbは直近1年度分の納期が到来した全ての税目とする
 - ④本実施要領第3項（2）に該当することを証するための業務実績表（任意様式）
- (2) 提出部数
各1部 ※提出書類は全てA4サイズ 縦長・左綴により提出すること
- (3) 提出先
「11 担当部局」と同じ
- (4) 提出方法
担当部局に持参（土・日曜日、祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）。
- (5) 提出期限
平成30年8月16日（木）～ 8月30日（木） 午後5時必着

(6) その他

- ・参加表明に関する質問先は「11 担当部局」と同じ。
- ・選定委員会による参加表明書の審査により選出された者には、「提案書提出者の選定結果について（第3号様式）」により、企画提案書の提出について通知する。

※「提案書提出者の選定結果」は平成30年9月5日発送予定

5 提案書の作成要領（第2次審査）

(1) 提案書類

ア 企画提案書 ……（任意様式）

イ 委託費（成功報酬率）見積書 ……（様式2）

※企画提案書は、次の項目について、項目毎に具体的に記載すること。

図表、写真等を使用する事も可能とする。

①運営方針・組織体制・スケジュール等

- ・公立病院の受託者として医業未収金を回収するための運営方針
- ・業務執行体制、責任体制等
- ・業務実施予定人員、業務実施者の業務経験・保有資格等
- ・委託期間中の業務実施スケジュール

②業務実施方法

- ・催告の具体的な方法及び実施予定回数
- ・債務者等に対する具体的な交渉方法（分納可否判断、納付相談等）
- ・多重債務者に対する相談業務
- ・回収金の集金方法及び当院への入金方法、回数等
- ・居所不明者等に係る住所・連絡先等の調査方法
- ・法的措置（支払督促、訴訟等）の実施体制、方法、法的措置実施において委託者負担となる費用の詳細
- ・その他効率的な回収方法

③報告業務

- ・定期報告及び随時報告の実施回数、報告内容の詳細

④個人情報保護・苦情対応等

- ・個人情報保護に係る体制、内部規定・マニュアルの内容、職員研修等
- ・苦情、トラブルが発生した際の対応体制、対応方法

⑤委託費

- ・委託費（成功報酬料率）に係る説明（成功報酬料率は小数点第1位まで記載）
- ・費用については、成功報酬料率以外に委託者負担となる費用（実費、手数料）の名称及び単価（1件、1通あたり）を記載

※公的書類の取得費用、弁護士照会費用、郵送料、交通費、法的措置関係費用（裁判所への費用、事務手数料等）等

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部、電子ファイル 1 部（提出書類を CD 等に保存）

※提出書類は原則として A 4 サイズ 縦長・左綴により提出すること

ただし、企画提案書においてフロー図やイメージ図等の作成に限り、A 3 版を折りたたんで使用して差し支えない。

※提案書類はカラー印刷（片面印刷）で、30 枚を上限とする（表紙を除く）。

※文字のフォント及びサイズは、原則として MS 明朝 12 ポイントとし、

Microsoft Word または Excel により作成すること。ただし、定められた様式については、それに従うこと。

(3) 提出先

「11 担当部局」と同じ

(4) 提出方法

担当部局に持参（土・日曜日、祝日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る）にて提出すること。

(5) 提案書の提出期限

平成 30 年 9 月 7 日（金）～ 9 月 27 日（木） 午後 5 時必着

(6) 第 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 日 時： **平成 30 年 10 月 3 日（水） 午後 1 時～**

イ 予定会場：蒲郡市民病院 2 階 講義室

ウ 出席者： 3 名以内とする

エ 備 考：

- ・提出された企画提案書に基づき 1 社 35 分（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 15 分）のヒアリングを行う。
- ・プレゼンテーションの順番については、企画提案書の受付順とする。
- ・発表用パソコンについては持込を許可する。ただし、プロジェクターについては原則、当院のものを利用（HDMI ケーブル・RGB ケーブル対応）すること。なお、当院で準備したパソコン(Microsoft PowerPoint)を使用する場合は、あらかじめ連絡のうえ、当日は USB メモリ等にデータを格納のうえ持参すること。

(7) 質疑受付

ア プロポーザルに関する質問書（様式 3）

- ・企画提案書等に関して質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書（様式 3）を作成し「11 担当部局」に持参または郵送（質問提出期間内に書留郵便にて必着のこと。）もしくは電子メールにて提出すること。電子メールにて提出した場合は、必ず電話にて受信確認を行うこと。
- ・質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、蒲郡市民病院のホームページに掲載する。

イ 質問書の受付期間

平成 30 年 9 月 7 日（金）～ 9 月 21 日（金） 午後 5 時まで

6 評価項目及び採点方法

(1) 主な評価項目は下記のとおり。選定委員が審査・採点を行い、各選定委員の採点の合計で最高得点の者を選定する。

ア 第1次審査（書類審査）

①会社・事業所

②業務実績

イ 第2次審査（企画提案書・プレゼンテーション及びヒアリング）

①業務実施方針

- ・業務実施方針、患者との信頼関係、提案事項の概要
- ・蒲郡市民病院における課題と対応策

②業務実施体制

- ・業務を円滑に遂行するための組織体制、人員配置
- ・定期報告、随時報告をはじめ、回収業務のスケジュール管理
- ・業務に従事する者の資格、知識、経験
- ・個人情報保護に対する考え方、管理体制
- ・従事者への研修実績・トラブル発生時の対応を評価

③業務実施方法

- ・業務フロー、システム利用
- ・債務者への督促・催告の実施方法、実施時期及び回数
- ・債務者からの支払い相談等への対応方法
- ・居所不明債権者の所在等の調査方法、範囲
- ・その他、効率的な未収金回収方法

④業務実績

- ・医業未収金回収業務の受託実績及び回収実績

⑤委託費

- ・成功報酬率

(2) 最高得点の者が同点の場合は、見積金額の安価な者を選定する。

(3) 第2次審査の結果は、提案書提出者に「結果通知書」により通知する。

7 参加報酬の有無

提案書等の作成に係る費用は提案書提出者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。

8 プロポーザル実施・業者選定にかかる条件

(1) プロポーザルに参加する者が1社である場合においても、原則としてプロポーザルを実施するものとする。

(2) プロポーザルを実施した結果、業務を委託するにふさわしい者がいないと認められた場合、参加した全社を非特定とする場合もある。

9 契約

審査が終了し、最優秀者の決定後直ちに、選定された提案書提出者と業務委託契約（委託業者が変更になる場合は、引継期間における契約等を含む。）の締結に向け交渉を開始する。

契約内容は、仕様書及び企画書に基づき決定するが、協議の上で仕様書の内容を変更する場合がある。

また、最優秀者決定後、3週間以内に契約内容の合意に至らなかった場合には、次点の応募者との交渉を開始するものとする。

10 その他

- (1) 本プロポーザルは、蒲郡市プロポーザル方式実施要綱に基づき実施する。
- (2) プロポーザルの選定委員会委員及びその家族が関係する事業所等に所属する者は参加できない。
- (3) 提案書等を提出したものが選定委員会委員または関係者と本業務に関する接触を求めたときは失格とする。
- (4) 提案書等が次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 提出書類に虚偽の記載があるものまたは盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。
- (5) 提出書類は審査に必要な範囲において複製することができるものとし、返却はしない。また、参加者において、提出された書類を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (6) 提案書等は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 審査の審査結果及び講評は、原則として公表する。
- (8) 審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- (9) 提出された提案書等は、必要に応じて公開する。
- (10) 蒲郡市民病院の概要については、仕様書に記載のあるもののほか、蒲郡市民病院ホームページで確認すること。

11 担当部局

〒443-8501 蒲郡市平田町向田1-1

蒲郡市民病院 事務局 医事担当 清水（内線3802）・川出（内線3714）

TEL：0533-66-2200（代表） FAX：0533-66-2308

E-mail：hospital@city.gamagori.lg.jp

※E-mailによる問合せは、件名に【医業未収金回収業務プロポ】を必ず入れて送信すること。